⑵　次に掲げる会計方針に関する事項
［①～⑪　略］
⑫　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）
⑬　［略］
⑶　［略］
⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
［⑸～㉕　略］
［２～５　略］
（生命保険相互会社）
［表略］
（損害保険相互会社）
［表略］
（記載上の注意）
１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
⑴　［略］
⑵　次に掲げる会計方針に関する事項
［①～⑪　略］
⑫　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）
⑬　［略］
⑶　［略］
⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
［⑸～㉒　略］
［２～５　略］
第３
年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間損益計算書
（生命保険株式会社）
［表略］
（損害保険株式会社）
［表略］

⑵　［同左］
［①～⑪　同左］
［加える。］
⑫　［同左］
⑶　［同左］
⑷　金融商品の時価等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
［⑸～㉕　同左］
［２～５　同左］
（生命保険相互会社）
［同左］
（損害保険相互会社）
［同左］
（記載上の注意）
１　［同左］
⑴　［同左］
⑵　［同左］
［①～⑪　同左］
［加える。］
⑫　［同左］
⑶　［同左］
⑷　金融商品の時価等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
［⑸～㉒　同左］
［２～５　同左］
第３
年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間損益計算書
（生命保険株式会社）
［同左］
（損害保険株式会社）
［同左］